

令和4年1月7日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」指定に伴う市内就学前教育保育施設の対応について (依頼)

【第69報】

素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、本県に「まん延防止等重点措置」の指定に伴い、別紙のとおり「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針（以下「沖縄県対処方針」という。）の公表がありました。

これに伴い、本市内就学前教育保育施設における対応については、1月9日から1月31日まで下記のとおりといたしますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

※本決定事項は1月7日現在のものであり、今後変更があり得ることを申し添えいたします。

※下記5については、那覇市保健所の「接触者」に対する対応方針の変更に伴い、【第68報】と異なる対応となるため、ご注意ください。

記

- 1 感染拡大防止の観点から、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いいたします。なお、この場合、保育料等の減免措置対象といたします。
- 2 園児について、日々の体調管理を徹底し、症状のある場合や体調が悪い場合は、登園を控えるようお願いします。
- 3 園児の家族に、症状のある方や体調の悪い方がいる場合や濃厚接触者がいる場合も健康管理に十分留意してください。
- 4 園児について、感染者及び濃厚接触者になった場合は保健所の指示の指示等に基づき、自宅での療養をお願いいたします。
- 5 園児について、接触者となった場合、PCR検査の結果がでるまでは、自宅での療養をお願いいたします。検査結果が陰性の場合、症状が無ければ登園は可能となりますが、症状がある場合は登園を控えてください。
- 6 ご家庭において、基本的感染症対策の徹底（手洗い、換気、3密を避ける等）を行ってください。
- 7 保護者会や園行事等、人を園に集める行事については、原則「延期」としますが、やむを得ず実施する場合は、行う施設の収容率50%以内の確保や分散開催等、最低1mのソーシャルディスタンスを確保し、3密にならないよう工夫の上、検温、マスク着用、手指消毒を確実に実施して開催して

ください。行事等は原則といたしますので、ご理解よろしく願いいたします。

- 8 必要があつて、職員及び同居家族が、県外の「まん延防止等重点措置」の指定された地域及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令地域（以下「当該地域」という）に往来した場合は、渡航期間中は体調管理に留意し、戻られた日の翌日から2週間、健康観察等の記録をおこなってください。また、当該地域からの宿泊者がいる場合も健康観察の記録をお願いいたします。健康観察の記録については、同居家族全員が記入する検温シート（様式3）及び渡航者等対象用の健康観察シートに記入してください。

〈添付資料〉

【別添1】「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針

【別添2】新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

【別添3】家庭内感染注意パンフ（厚生労働省作成）

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

【濃厚接触者とは】

陽性者(無症状者を含む)の感染可能期間中*1 に以下の接触をした者

- 陽性者の同居者
- 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策*2 なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(接触状況等から総合的に判断)
- 陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接接触した可能性が高い者(※直後に手指消毒等をした場合を除く)

*1「感染可能期間」

- ー陽性者に症状がある場合:最初に症状が出た日の2日前から入院等の隔離開始まで
- ー陽性者に症状がない場合:陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

*2「必要な感染予防策」:お互いにマスクを着用している状況(片方のみはNG)。陽性者がマスクをしていない場合、マスクとフェイスシールドを着用していればOK。ただし、換気の悪い狭い空間(窓を閉め切った車内、等)においては、お互いにマスクをしている場合でも濃厚接触者に該当。

【濃厚接触者へのお願い】(検査結果が「陰性」の場合の方も含みます。)

陽性者との最終接触日から14日間*3 は以下のことをお願いします。

- 不要不急の外出の自粛、公共交通機関の利用の差し控え、集会参加などの自粛
- 発熱(体温測定)、激しい咳や呼吸が苦しくなるなど等の健康状態について自己観察
- 出勤・登校登園・デイサービス/福祉施設等の利用については、職場・学校等・施設等と相談してください。ただし、人と接触する機会がある業務については控えてください。
- やむをえず外出する際は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を必ず行ってください。

*3 陽性者と最後に接触した日を0日目とした14日間です。

陽性者が自宅療養中で、感染予防対策*4 を実施せず(できず)に同居家族と一緒に生活している場合は、陽性者の療養期間が終了した(就業制限が解除になった)日が最終接触日となります。感染予防対策*4 を実施している場合は、対策を開始した日が最終接触日となります。

*4 家庭内生活の注意事項は、リーフレット「ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省HP)」をご参照ください。

【健康観察期間中に症状が出た場合】

- 自宅等で待機し、相談センター等(裏面連絡先)にご連絡ください。
- 急激に体調が悪くなった場合は、迷わず救急車(119番)を呼んでください。その際に、濃厚接触者であることをお伝えください。

<連絡先>

内容	窓口（電話番号）	受付時間
予防・検査・医療に関するご相談	コールセンター 098-866-2129	24時間対応
緊急事態措置等に関すること	対処方針コールセンター 098-901-3028	平日9時～18時
沖縄県広域ワクチン接種センター (広域ワクチン接種の予約等の相談はこちらです。)	①予約に関すること コールセンター 098-943-2993 ②その他 ワクチン接種等戦略課 098-866-2013	①平日 10時～17時 ②平日 8時30分～17時
ワクチンに関する医学的知見を必要とするお問い合わせ ※予約に関する相談は受け付けておりません。	沖縄県新型コロナウイルス感染症 ワクチン専門相談コールセンター 098-894-4856	平日・休日 9時～17時
看護師の募集に関すること (医療現場ほか自宅療養者健康観察センター等の勤務含む)	ワクチン接種等戦略課 対策支援班 看護師確保チーム 098-894-5122	平日9時～17時
時短要請協力金に関すること (飲食店に対する規模別協力金について)	感染症対策協力金コールセンター 0120-332-107	平日9時～17時
大規模施設等に対する協力金に関すること	沖縄県大規模施設等協力金 コールセンター 0120-084-887	平日9時～17時
観光関連事業者等応援プロジェクト支援金 (国の月次支度金の上乗せ)	観光関連事業者等応援プロジェクト事務局 コールセンター 050-3825-9018	平日・休日 9時～17時
沖縄県感染防止認証制度に関すること	認証制度事務局 050-5526-3041	平日9時～17時
沖縄県雇用継続助成金 (雇用調整助成金等の上乗せ助成)	グッジョブ相談ステーション 098-941-2044	平日9時～17時
新型コロナウイルス感染症に関するこころの電話相談	精神保健福祉センター ①098-954-9758 ②098-970-6139	9時～11時30分 13時～16時30分 (火・土・日・ 祝日を除く)